

宇城市部落差別等をなくし人権を擁護する条例

平成17年1月15日条例第128号
改正 令和2年9月25日条例第29号

第1条（目的）

この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の基本理念並びに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他差別の解消を目的とした法令の趣旨にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、女性、在日外国人等への差別など、あらゆる差別（以下「差別」という。）をなくし、人権擁護の意識を高め、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条（市の責務）

市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

第3条（市民の責務）

市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めなければならない。

第4条（市の施策）

市は、差別をなくすため社会福祉の充実、教育文化の向上及び人権擁護の施策を総合的に推進するように努めるものとする。

2 前項の施策を推進するために、国、県及び各種関係団体と連携を図り、必要に応じて人権に関する調査を行うものとする。

第5条（相談体制の充実）

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるための体制の整備に努めるものとする。

第6条（教育及び啓発活動の充実）

市は、市民の人権擁護の意識を高めるため、各種関係団体と連携し、人権教育の推進と啓発活動の充実を図り、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

第7条（推進体制の充実）

市は、差別をなくし、人権擁護に関する施策を推進するため、国、県、近隣自治体及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実を努めるものとする。

第8条（審議会）

市は、第4条に規定する市の施策の重要事項を調査審議するため、宇城市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

第9条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月15日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年9月25日から施行する。



次世代につなげよう！差別や偏見のない社会を！

「宇城市部落差別等をなくし 人権を擁護する条例」 を施行しました

（2020年9月25日施行）

一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざして・・・

本当に大切なことを見失わないで！



絵：桜田幸子さん

【条例の要点】

- ①部落差別をはじめあらゆる差別を解消し、人権が尊重されるまちづくりの実現を目的としています。
- ②差別を解消する施策として、人権に関する調査や相談体制の充実、教育啓発活動の推進に努めます。
- ③推進体制の充実のために国、県、各種関係団体に加え、近隣自治体とも連携を図ります。

お問い合わせ

宇城市人権啓発課

〒869-0592

熊本県宇城市松橋町大野85番地

TEL 0964-32-1708

FAX 0964-32-0110

部落差別問題とは？

現在の部落差別の問題は、明治になってつくられた新しい身分制度や戸籍制度によって植え付けられた差別意識によって、自分たちとは違うという誤った意識を植え込まれ、自分たちの社会から排除したり、日常生活の中で基本的人権を侵害するなどの重大な人権問題のことです。



あらゆる差別とは？

部落差別をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人・性的少数者・HIV感染者・水俣病患者・ハンセン病回復者等の人びとに対する差別のことです。

こうした差別は、当事者に原因があるのではなく、差別する側の問題であり、社会全体で解消していかなければならない問題です！

1 条例制定の背景と必要性

2016年に個別の人権課題解決のための人権三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）が施行され、差別の解消に向けて実効性のある取り組みが早急に求められていること。

今もなお部落差別が解消されず現存していること。また、情報化進展に伴い、部落差別に関する状況が大きく変化したことで、「部落差別は許されないものである」との認識がより一層高まっていること。

宇城市において、2019年9月に差別貼紙事案が発生しています。
また、2020年10月には、土地差別問題も発生しています。

インターネットによる差別書き込みや誹謗中傷を行う、新たな差別事案が発生していること。



外国人や障がい者、性的少数者に対する差別・偏見、子どもや高齢者に対するいじめや虐待等、社会情勢を反映した新たな人権侵害が発生していること。

2 条例の解説（改正のポイント）

「宇城市部落差別等をなくし人権を擁護する条例」は、既定の「宇城市人権擁護に関する条例」を改正し、制定されたものです。



① 条例の名称に「部落差別」の文言を明記

部落差別問題は、わが国固有の人権問題であり、その解決は「国の責務であり、国民的課題である」と言われながらも、今なお解消されていません。2016年12月、国は「部落差別解消推進法」を、熊本県も「熊本県部落差別解消推進条例」を2020年6月に施行しました。

宇城市でも、部落差別は決して許されないもので、解決すべき重要な課題であるという認識のもと、「部落差別」の文言を明記しました。

② 基本理念に「部落差別解消推進法」等の法令を追記

これまでは、基本理念が「日本国憲法」のみでしたが、新たに「部落差別解消推進法」に加え、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「その他差別の解消に関する法律」という文言を追記しました。（第1条：目的）

③ 「人権に関する調査」の実施を明記

差別の解消に関する施策や人権を擁護する施策を推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図りながら、必要と判断した場合、人権に関する調査を行うこととしました。（第4条：市の施策）

④ 「相談体制」／「教育及び啓発活動」の充実を明記

条例の目的達成のための基本施策として、相談体制の充実と人権教育・啓発活動を、さらに推進することとしました。（第5条：相談体制の充実／第6条：教育及び啓発活動の充実）

⑤ 「近隣自治体」との連携を追記

推進体制充実のため、国、県、各種団体に加え、近隣自治体との連携を図ることとしました。（第7条：推進体制の充実）

